

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第百三十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 削除</p> <p>七〇七十二 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 削除</p> <p>五 削除</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療 根治切除が不可能な進行固形がん(遺伝子プロファイリングにより、治療対象となる遺伝子異常が確認されたものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 ソレドロン酸誘導 T細胞を用いた免疫療法 非小細胞肺がん(従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。)</p> <p>七〇七十二 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 チオテパ静脈内投与、カルボプラチン静脈内投与及びエトボシド静脈内投与並びに自家末梢血幹細胞移植術の併用療法 髄芽腫、原始神経外胚葉性腫瘍又は非定型奇形腫様ラブroid腫瘍(再発したもの又は難治性のものに限る。)</p> <p>五 レジパスビル・ソホスブビル経口投与療法 ジェノタイプ1型C型肝炎ウイルス感染に伴う非代償性肝硬変</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(新設)</p>